

【重要】電力取引市場における新制度への対応等に伴う 約款の変更に関するお知らせ <電気料金等の変更>

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は、日本の電力取引市場における新制度への対応等を踏まえ、2024年4月1日付にて、お客さまにご利用いただいております電力サービス(低圧)について定める約款の内容を変更させていただきます。当該約款の変更に伴い、お客さまのご契約内容が変更となりますので、その内容及び変更時期等をご案内申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■変更の概要

電気事業をとりまく環境の変化に適切に対応しながら、引き続きお客さまに安定的に電力を供給することを目的として、以下に記載する諸事項を変更いたします。各事項の詳細は、「■変更の内容」にてご確認くださいようお願い申し上げます。

- ① 電気料金について、「**容量拠出金反映額**」の追加（2024年4月の検針日以降）
- ② 燃料費等調整額の算出に係る各種基準単価および係数の変更（2024年4月の検針日以降）
- ③ 各種手数料の変更（2024年4月1日以降）
- ④ その他の変更（2024年4月1日以降）

当サービスを引き続きご利用いただける場合は、お客さまにご対応いただく事項はございません。変更内容についてご不明点、ご納得いただけない点などがございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、本書でのご説明後も変更にご納得いただけない場合等、当サービスのご契約の終了を希望される場合は、大変お手数ですがお客さまご自身にて、他小売電気事業者さまへのお切り替えの手続きをお願いいたします。

[容量市場について、詳しくはこちらをご覧ください。](#)

■お問い合わせ先

【連絡先】

エスケーエナジー 092-714-0115

■変更の内容

① 電気料金について、「容量拠出金反映額」の追加（2024年4月の検針日以降）

日本の電力取引市場のひとつである「容量市場」（日本全体の供給力(kW)を効率的に確保する新たな電力取引市場です。将来必要な供給力を予め確保することにより、電力の安定供給の確保や、電力取引価格の安定化を実現することが期待されております。）に関しまして、2024年4月より、容量拠出金制度が開始されます。これは、電気事業法によって供給能力の確保が義務づけられている小売電気事業者等が、容量市場において国全体で確保した供給力について容量提供事業者に対して支払う対価（容量拠出金）を負担する制度です。

当社は、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額をお客さまにご負担いただくため、**2024年4月の検針日以降の期間**において使用される電気の料金につきまして、新たに「**容量拠出金反映額**」を追加いたします。

■容量拠出金反映額とは

容量拠出金反映額は、以下に定める「容量拠出金反映基礎額」に対し、以下に定める「容量拠出金反映調整額」を加減算した金額の合計をいいます。

A. 容量拠出金反映基礎額とは

容量拠出金反映基礎額は、【契約電力(※1)(※2) × 容量拠出金反映基礎額単価(※3)】の算式によって算定する金額とします。

※1：料金算定期間の初日より前の直近の月初1日が終了する時点での契約電力の値（ただし、供給開始後、該当する値が存在しない間は供給開始時点での契約電力の値）を適用いたします。

（例：4月1日～4月31日を算定期間とする料金には3月1日時点の値を適用

※このとき、3月1日付で契約電力の変更があった場合は、変更後の値を適用

4月2日～5月1日を算定期間とする料金には4月1日時点の値を適用

※このとき、4月1日付で契約電力の変更があった場合は、変更後の値を適用）

※2：下表の契約種別のお客さまには、当社が別途定めるみなし契約電力の値を適用いたします。

なお、当社は、毎月1日時点においてみなし契約電力の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のみなし契約電力の値の適用を開始するものといたします。

契約種別	みなし契約電力
シノケンでんき	3kW

※3：容量拠出金反映基礎額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに、年度（毎年4月の検針日から翌年4月の検針日の前日までの期間）分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各年度において適用する容量拠出金反映基礎額単価を、当社が適当と判断した方法にて事前に公表いたします。

◇2024年度の容量拠出金反映基礎額単価は、**136円（税込）/kW**といたします。

N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拠出金反映基礎額は、N月1日からN月末日までの期間における容量拠出金を対象とします。

B. 容量拠出金反映調整額とは

容量拠出金反映調整額は、【契約電力(※1)(※2) × 容量拠出金反映調整額単価(※3)】の算式によって算定する金額とし、当社は、容量拠出金反映調整額の加減算により、「容量拠出乖離額」(容量拠出金反映額として当社がお客さまに請求した金額から、当社が広域機関より請求される容量拠出金の金額を引いた金額をいいます。)に係る調整を行うことができるものとします。なお、当該調整は、その調整の大元となる容量拠出金反映額の請求を受けたお客さまか否かにかかわらず。

※1：料金算定期間の初日より前の直近の月初1日が終了する時点での契約電力の値(ただし、供給開始後、該当する値が存在しない間は供給開始時点での契約電力の値)を適用いたします。

(容量拠出金反映基礎額に関するご説明で前述した例をご参照ください。)

※2：容量拠出金反映基礎額におけるみなし契約電力の定めを同様に適用します。

※3：容量拠出金反映調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拠出乖離額をもとに、各月の検針日から翌月の検針日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各算定期間において適用する容量拠出金反映調整額単価を、当社が適当と判断した方法にて、原則として事前に(広域機関からの通知時期や料金計算の事務手続き上の都合等その他の事情によりやむを得ない場合は、金額確定後速やかに)公表いたします。

容量拠出乖離額が0円未満の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額に加算するものとし、容量拠出乖離額が0円以上の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額から減算するものとします。

N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拠出金反映調整額は、以下の期間における容量拠出金に基づき算出する容量拠出乖離額を対象とします。

- ・N-4月1日からN-4月末日までの期間における容量拠出金
- ・N-8月1日からN-8月末日までの期間における容量拠出金
- ・N-12月1日からN-12月末日までの期間における容量拠出金

ただし、広域機関が、当社に対して過去に請求した容量拠出金を変更・修正した場合には、上記にかかわらず、当該変更・修正により発生した容量拠出乖離額に係る調整を行うことができるものとします。この場合、当該調整は、原則として、当該変更・修正の通知を当社が受領した日が属する月の翌々月の検針日から翌々々月の検針日の前日までの期間を算定期間とする容量拠出金反映調整額にて行います。

※当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、容量拠出金反映額の一部もしくは全部について料金に加算しないこと、または容量拠出金反映額の一部もしくは全部について分割にて料金に加減算することができるものとします。

※容量拠出金反映額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量拠出金反映額の合計金額（以下「未履行反映額」といいます。）については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

※未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまに返金いたします。お客さまの責めに帰すべき事由により返金を行うことができない場合、当社が適当と判断した方法にてお客さまに通知することで是正を求めますが、当社が当該通知を発した後 6 ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとします。

※その他の詳細は、当社が 2024 年 4 月 1 日までに当社の WEB サイト等にて開示する改定後の約款において、容量拠出金反映額について定める規定をご確認ください。

② 燃料費等調整額の算出に係る各種基準単価および係数の変更（2024 年 4 月の検針日以降）

約款に定める年 4 回の見直し規定に基づき、2024 年 4 月 1 日付にて、燃料費等調整額の算出に係る各種基準単価および係数のうち、電源調達調整費に係る還元調整基準単価、追加調整基準単価、調達単価係数および適用期間補正係数を以下に変更いたします。

提供エリア	B 還元調整基準単価	C 追加調整基準単価
北海道電力ネットワークエリア	8.40 円	11.70 円
東北電力ネットワークエリア	6.80 円	10.10 円
東京電力パワーグリッドエリア	6.85 円	10.15 円
中部電力パワーグリッドエリア	5.60 円	8.90 円
北陸電力送配電エリア	5.20 円	8.50 円
関西電力送配電エリア	5.35 円	8.65 円
中国電力ネットワークエリア	5.20 円	8.50 円
四国電力送配電エリア	4.50 円	8.35 円
九州電力送配電エリア	5.23 円	7.98 円

提供エリア	a 調達単価係数 ※					
	1 月分	2 月分	3 月分	4 月分	5 月分	6 月分
北海道電力ネットワークエリア	1.26	1.20	1.23	1.21	1.20	1.22
東北電力ネットワークエリア	1.32	1.21	1.27	1.22	1.19	1.23
東京電力パワーグリッドエリア	1.28	1.23	1.26	1.22	1.18	1.26
中部電力パワーグリッドエリア	1.24	1.25	1.27	1.23	1.21	1.27
北陸電力送配電エリア	1.34	1.20	1.23	1.17	1.16	1.27

中国電力ネットワークエリア	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
四国電力送配電エリア	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
九州電力送配電エリア	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

※各表の「N 月分」は、N - 1 月の検針日から N 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に係る電源調達調整単価の算出に適用することを示しております。

③ その他の変更（2024 年 4 月 1 日以降）

前述の事項の他、以下に記載する事項に関する約款の改定を行います。詳細は、当社が 2024 年 4 月 1 日までに当社の WEB サイト等にて開示する改定後の約款をご確認ください。（なお、以下記載の各規定箇所は変更になる場合があります、その場合は当社が適当と判断した方法により改めてお知らせいたします。）

(1) 需給契約の変更にもなう契約変更後の書面交付について、記載事項の変更

（記載事項のうち「契約年月日」を、「契約変更年月日」に変更いたします。）

※詳細は、改定後の約款 2 の 2（供給条件の説明等）をご参照ください。

(2) 需給契約の実質的な変更を伴わない微修正（表記や条数の修正等）

(3) その他、2024 年 4 月 1 日までに当社が必要と判断し、当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知する事項

以上